

『基本刑法Ⅱ—各論』 増刷時修正

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

	1刷	2刷
「本書の使い方」最終頁4行目以下	なお、【設問】を抜粋してまとめたものを日本評論社のホームページ（ http://www.nippy.co.jp/ ）に掲載している。ダウンロードして、簡易な問題集として活用するとよいであろう。	なお、【設問】を抜粋してまとめたものを日本評論社のホームページ・ダウンロードコーナー http://www.nippy.co.jp/download/ に掲載している。簡易な問題集として活用するとよいであろう。
28頁8行目	このようにして、これらの犯罪は刑法典から削除されたため、本書では説明を省略する。	過失運転致死傷罪については、別紙ないし日本評論社ホームページ・ダウンロードコーナーを参照のこと。
258頁17行目	故意と不法領得の意思が必要	故意が必要
277頁下から7行目	Xによる10万円の引出しは、銀行の意思に反する物の移転、つまり「窃取」に当たる。こうして、Xの行為は、B銀行に対する窃盗罪（235条）を構成するのである（なお、【設問5】のXが銀行の窓口で預金を引き出したとすると、行員を欺罔して現金を交付させたことになるので、詐欺罪〔246条1項〕が成立する）。	Xによる10万円の引出しは、行員を欺罔して現金を交付させたことになるので、B銀行に対する詐欺罪（246条1項）を構成することになる（なお、【設問5】のXがAのキャッシュカードを使ってATMから10万円を引き出したとすると、銀行の意思に反する物の移転、つまり「窃取」に当たるので、窃盗罪〔235条〕が成立する）。
545頁右段下から13行目に追加		過失運転致死傷罪……28

注1： 28頁8行目の「別紙」の内容は<http://www.nippy.co.jp/download/>に掲載している。

注2： 34頁12行目の206条以下、囲み内の条文中、㉠㉢㉣…のアンダーラインは削除した（文言のみにアンダーラインを付けるよう形式を統一した）。

注3： 本書末尾大塚教授の肩書は「明治大学大学院法務研究科教授、神戸大学名誉教授」に変更した。

	2刷	3刷
132頁下から5行目	～決定的であり、Aの事実上の支配が直ちに～	～決定的であり、Aの現実的支配が直ちに～
133頁下から4行目	～決定的であり、Aの事実上の支配は直ちに～	～決定的であり、Aの現実的支配は直ちに～
412頁7～8行目	～名義人は代表された本人Aであるとして、Xに私文書偽造罪が～	～名義人は本人であるA理事会であるとして、Xに私文書偽造罪が～
412頁11行目	名義人である本人Aの印章もしくは署名が～	名義人であるA理事会の印象もしくは署名が～
427頁*部分1行目	公共の危険だけでなく、	公共の信用だけでなく、

	3刷	4刷
165頁のコラムの直前の行	強盗未遂罪と恐喝罪が成立する。	強盗未遂罪が成立する。
172頁下から10行目	～異論はない。（7講1（1））。	～異論はない（7講1（1））。 ※かっこの前の句点を削除
193頁下から9行目	住居侵入と	※削除

193頁下から8行目	住居侵入罪の共同正犯（60条・130条）および	※削除
193頁下から3行目	住居侵入罪の共同正犯と	※削除
193頁下から2行目	住居侵入罪の共同正犯と	※削除
197頁9行目	（9講参照）	（10講参照）
205頁下から12行目	「強盗が、人を死亡させたとき」	「強盗が、人を死亡させたとき」
282頁上から12行目	また、ATMで他～	ATMで他～ ※「また、」を削除
282頁上から13行目	電子計算機使用罪	電子計算機使用詐欺罪
296頁下から7行目	～理解が一般的である（（3））。	～理解が一般的である（2（3））。
307頁19行目	具体的事情のもので	具体的事情の下で
313頁下から6行目	質権を執行～	質権を失効～
377頁下から17行目～16行目	予備罪の条文	削除
424頁上から2行目～3行目	往来妨害罪	往来危険罪
440頁下から16行目	電氣的記録	電磁的記録
444頁上から11行目	交付に当たる	頒布に当たる
503頁下から13行目	告訴罪	親告罪